

# 茨城県男女共同参画推進条例の一部を改正する条例（案）の概要

## 1 改正の理由

新たな茨城県総合計画の策定に伴い、人権を尊重し、多様性を認め合う社会を推進するための施策に、今後継続的に取り組もうとするもの。

## 2 改正の目的

本条例の性別による権利侵害の禁止規定に、性的少数者に対する権利侵害の禁止を加えることにより、性的指向や性自認に由来する不当な差別の禁止を明確にするとともに、差別の解消を図る施策を実施しようとするもの。

## 3 背景・必要性

- ・性的少数者については、複数の民間事業者による調査によると、人口の8%程度の規模があると推測されている。
- ・性的少数者に対する偏見や誤った認識から、職場や学校等で嫌がらせやいじめを受けるなど、当事者が生きづらさを感じ、自殺念慮が高いことが指摘されていること等を踏まえ、性的少数者に対する不当な差別を禁止するとともに、性的少数者の人権が尊重され、それぞれの個性と能力を十分に生かして生活できる環境をつくる必要がある。

## 4 内容

### (1) 性的少数者に対する差別の禁止を規定

何人も性的指向や性自認を理由とする差別的取扱いを行ってはならない旨の規定を追加する。

### (2) 性別による権利侵害の防止又は解消に係る施策の実施等を規定

セクシュアルハラスメント及び配偶者等に対する暴力的行為の防止並びに性的指向及び性自認を理由とする差別的取扱いの解消を図るため、県は情報提供・啓発等必要な施策を講じるものとする規定を追加する。

## 5 効果・影響

性的少数者の人権が尊重され、生きづらさを感じることなく、個性や能力を十分に発揮できる環境づくりに資する。

## 6 施行日

平成31年4月1日